

○広野町広告掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広野町（以下「町」という。）の広告媒体を活用し、町内企業等にかかる情報（以下「広告」という。）を有料で掲載することにより、町の自主財源を確保するとともに地域経済の活性化及び町民生活の利便に資することを目的とし、広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広告掲載が可能な町の広告媒体であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 広報ひろの
 - イ 広野町公式ホームページ
 - ウ その他広告媒体として町長が認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出すること。
- (3) 広告主 広告媒体に広告掲載をするもの
- (4) 広告料 広告主が、広告掲載の対価として町に支払う料金

(広告主の要件)

第3条 広告掲載をすることができる広告主は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団に協力関係等関わりを認めるに足りる相当の理由のある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業者と規定される者
- (3) 風俗営業と類似する事業を営む者
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業を営む者
- (5) 消費者金融・高利貸しを営む者
- (6) 公営を除くギャンブルを営む者
- (7) 法令等の定めのない医療類似行為を行う者

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中の者
 - (9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けている者
 - (10) 町の指名停止措置を受けている者
 - (11) 行政機関から行政指導を受けているにもかかわらず、改善がなされていないもの
 - (12) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している者
 - (13) 各種法令に違反している者
 - (14) 町税の滞納がある者
 - (15) その他町長が不適当と認める者
- （掲載の範囲）

第4条 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体の公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教的活動等に係るものと認められるもの
- (4) 意見広告及び名刺広告並びにこれらに類するもの
- (5) 投機心又は射幸心をあおるもの若しくはあおるおそれがあるもの
- (6) 町が広告の対象となるものを推奨しているものと誤解を招く表現のもの
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの及びこれに類するもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれがあるもの
- (10) 公の選挙又は投票にかかるもの
- (11) その他不適当と町長が認めるもの

（掲載の優先順位）

第5条 広告掲載の優先順位は、次の順位によるものとする。

- (1) 民間企業等で、町内に事業所等を有するもの

- (2) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認めるもの
(広告の掲載方法等)

第6条 広告掲載の位置は、広告媒体の用途や目的を妨げることがないように十分に配慮しなければならない。

2 広報ひろのに掲載する広告の掲載方法等は次のとおりとする。

- (1) 規格は原則として、横174ミリメートル及び縦42ミリメートルの枠又は横84ミリメートル及び縦42ミリメートルの枠とする。
- (2) 広告掲載の回数は、発行月号を単位とし、連続して掲載できる期間は町長が必要と認めた場合を除き、年度内12箇月を限度とする。ただし、広告掲載回数は、掲載申込者数等により調整することができるものとする。
- (3) 掲載する広告の割り付けについては、総務課長が行う。

3 広野町公式ホームページに掲載する広告の掲載方法等は、次のとおりとする。

- (1) 規格は原則として、横220ピクセル及び縦85ピクセルのJPG、PNG形式とする。
- (2) 広告掲載位置は原則として、行政トップページにおいて町が指定した位置とする。
- (3) 広告掲載の回数は、1箇月を単位とし、広告掲載が決定され広告料の納付を確認した月の翌月1日から掲載を開始し、月末までを1箇月とする。この場合において、連続して掲載できる期間は町長が必要と認めた場合を除き、年度内12箇月を限度とする。ただし、当該掲載期間内に、町の都合により広野町公式ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、当該閉鎖時間に応じ、次表右欄のとおり掲載期間を延長するものとする。

閉鎖時間	延長期間
12時間未満	なし
12時間以上24時間未満	1日
24時間以上	閉鎖時間を24で除し、切り上げて得た数値の日数

4 その他町長が広告媒体として認めるものの広告の掲載方法等は、その都度町長が別に

定めるものとする。

(広告料)

第7条 広告料は次のとおりとする。

(1) 広報ひろの

ア 1 枠 (横174ミリメートル、縦42ミリメートル) 10,000円

イ 1 枠の2分の1相当 (横84ミリメートル、縦42ミリメートル) 5,000円

(2) 広野町公式ホームページ

ア 1 箇月 5,000円

イ 連続6 箇月 25,000円

ウ 連続12箇月 50,000円

(3) その他広告媒体として町長が認めるもの その都度町長が別に定める額

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、公募により行うものとし、町の広報誌及びホームページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。

(広告の申込み)

第9条 広告媒体に広告の掲載を希望する者は、次に掲げる申込書に必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 広報ひろの 広報ひろの広告掲載申込書 (様式第1号)

(2) 広野町公式ホームページ 広野町公式ホームページ広告掲載申込書 (様式第2号)

(3) その他広告媒体として町長が認めるもの 広野町広告媒体広告掲載申込書 (様式第3号)

(広告の掲載の可否の決定及び通知)

第10条 町長は、前条に規定する広告掲載申込書の提出があったときは、第3条及び第4条の規定により当該広告の掲載可否を行うものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告主にその結果を広告掲載決定通知書 (様式第4号) により通知するものとする。

(広告料の納付)

第11条 広告掲載の承認を受けた広告主は、町長の指定する期日 (以下「指定期日」という。) までに、一括により前納するものとする。

(広告の掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を止めるときは、広告掲載取下申出書(様式第5号)により当該広告の掲載の取下げを町長に申し出るものとする。

(広告の掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主にその結果を広告掲載取消通知書(様式第6号)により通知し、広告掲載を取消することができる。

- (1) 広告主が、町が指定する期日までに広告料を納入しなかったとき。
- (2) 広告主が、社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (3) 広告主の倒産又は解散等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。
- (4) 広告掲載の決定後に、当該広告が第4条第2項各号に規定する範囲に適合しない事実が判明し、又は生じたとき。

(広告料の返還)

第14条 納付された広告料は、原則として返還しない。ただし、掲載の承認後、広告主の責に帰さない理由により掲載できなかった場合は、この全部又は一部を返還する。この場合において、返還する広告料には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

- 2 原稿等の作成経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 町長は、第13条の規定により広告掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。
- 4 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主等の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱の定めるもののほか、広告媒体の広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。